

神戸市一般公衆浴場の構造設備等の基準に関する要綱

令和5年6月30日 健康局長決定

(目的)

第1条 この要綱は、神戸市公衆浴場法施行条例（平成24年神戸市条例第43号。以下、「条例」という。）に定めるもののほか、一般公衆浴場の構造設備及び講ずべき措置の基準について定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 全体面積

公衆浴場としての許可施設に加え、同一の建築物（屋根のある渡り廊下により接続されている建築物を含む）内にあり、休憩室、飲食施設その他の入浴客が浴場と一体の施設として利用できる施設の延床面積をいう。ただし、駐車場及び駐輪場を除く。

(2) 入浴施設

浴室、その他入浴設備（露天風呂、熱気室、岩盤浴等）及び脱衣室をいう。

(3) 主たる浴室

温湯を使用し、1浴室に同時に多数人を入浴させる浴槽が配置されている浴室。

(4) 浴槽等

浴槽、熱気室及び岩盤浴等、客を入浴させる設備をいう。

(5) 通常料金

物価統制令（昭和21年3月勅令第118号）第4条に基づき知事が定める額以下の料金をいう。

(6) 別料金

通常料金とは別に徴収する入浴のための料金をいう。

(構造設備及び講ずべき措置)

第3条 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条に基づく一般公衆浴場の許可を得るには、次に掲げる要件をすべて満たしているものとする。

(1) 全体面積が、550㎡未満であること。

(2) 入浴施設の総面積が、全体面積の2分の1以上であること。

(3) 主たる浴室の面積が、入浴施設の面積から脱衣室の面積を除いた面積の2分の1以上であること。

(4) 通常料金で利用できる区域の浴槽等の内り面積が、すべての浴槽等の内り面積の2分の1以上であること。

(5) 通常料金で利用できる区域と別料金を徴収する区域は、障壁等により明確に区画されていることとし、また、通常料金で利用できる区域で、条例第4条第1項中に定める浴室に関する基準に合致していること。

(6) 主たる浴室は通常料金で使用できること。

(7) 通常料金は、客の見やすい箇所に明示すること。また、別料金を徴収する場合にあつては対象となる浴槽等及びその料金を、客の見やすい箇所に明示すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年7月10日から施行する。